

道央廃棄物処理組合監査委員処務規程

(平成26年 5 月12日監査委員訓令第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、監査の効率的な執行を確保するため、道央廃棄物処理組合監査委員（以下「監査委員」という。）の職務運営に関する大綱を定めるとともに、事務処理その他処務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の協議)

第 2 条 監査に関し、監査委員の協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査の一般方針及び実施計画に関すること
- (2) 監査の結果について意見の決定、講評、報告及び公表に関すること
- (3) 規程及び訓令等に関すること
- (4) 前各号のほか、監査委員において必要と認める事項

(代表監査委員の職務)

第 3 条 代表監査委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 書記長及び書記の任免及び服務に関すること
- (2) 監査委員に関する庶務に関すること

(監査実施の基準)

第 4 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査の基準は別にこれを定める。

(定期監査の期日及び通知)

第 5 条 監査委員は、法第292条において準用する法第199条第 4 項の規定による監査を実施するときは、その期日を 7 日前までに管理者及び関係のある機関に通知しなければならない。

(特別監査の着手の期日)

第 6 条 法第292条において準用する法第199条第 6 項（要求監査）、法第292条において準用する法第242条第 1 項（住民監査請求）又は法第292条において準用する法第243条の 2（職員の賠償責任）の規定により監査の要求があった場合には、監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。ただしや

むをえない事由があるときはこの限りでない。

(出納検査の期日)

第7条 法第292条において準用する法第235条の2の規定による例月出納検査は、毎月28日までの間に行う。ただしやむをえない事由があるときは、この限りでない。

(決算審査の期限)

第8条 法第292条において準用する法第233条第2項の規定による審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に管理者に提出しなければならない。ただしやむをえない事由があるときは、この限りでない。

(公表及び告示の方法)

第9条 監査委員の行う監査等の公表及び告示は、道央廃棄物処理組合の公告式の例により行う。

2 前項に定めるもののほか、直接請求に基づく監査の結果及び監査委員が必要と認めるものは、監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(職員)

第10条 監査委員の職務運営を補助させるため、書記長、書記その他の職員を置く。

(職員の職務)

第11条 書記長は、監査委員の命を受け、事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決及び代決)

第12条 書記長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 軽易又は定例の報告、照会及び回答に関すること。
- (2) 職員の休暇及び欠勤等の処理に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務命令に関すること。
- (4) 職員の出張命令及び外勤命令に関すること。
- (5) 監査資料の収集及び調査に関すること。
- (6) 前各号のほか軽易な事務処理に関すること。

2 前項の規定により専決することができる事項であっても次の各号に掲げる事項は、代表監査委員の決裁によるものとする。

(1) 規定の解釈上疑義があると認められる事項

(2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項

(3) その他特に必要と認められる事項

3 書記長に事故があるとき又は不在のときは、書記がその事項を代決することができる。

4 前項の規定により代決した事項は、上司の後閲に供しなければならない。

(公印)

第13条 代表監査委員、監査委員の公印は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務の処理については、道央廃棄物処理組合関係規定を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 13 条関係）

名 称	形 状	寸 法	管守責任者
道央廃棄物処理組合 代表監査委員之印	正方形	2 1 m m	書記長
道央廃棄物処理組合 監査委員之印	正方形	2 1 m m	